

令和2年度 佐々町監査等年間計画

佐々町監査基準第7条の規定に基づき、以下のとおり令和2年度監査等年間計画を策定する。

1 監査等の基本方針

令和2年度においては、公正で機能的かつ効率的な町の行財政運営確保のため、リスク発生を防ぐための内部統制を確認しながら、リスクが高いものや業務改善の必要性がないかなどに着目した監査を実施する。

2 監査等の種類、対象、実施予定時期等

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、適切かつ効率的に行われているか、例月出納検査の結果をもとに全課の事務事業から抽出し実施する。（10月から3月の間に実施予定）
- ・工事監査（完成：4月下旬、中間：11月中旬）

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

2月中旬に実施する。（例月出納検査の結果をもとにテーマ決定予定）

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金交付団体に関する監査を例月出納検査の結果をもとに実施する。
（10月から3月の間に実施予定）

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項/地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計については、7月上旬から8月上旬の間に実施する。
公営企業会計については、6月上旬に実施する。（水道事業貯蔵品棚卸審査については4月上旬）

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

原則として、前月分を毎月10日に実施する。

(6) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

7月上旬から8月上旬の間に実施する。

(7) 健全化判断比率等審査

- ①健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
 - ②資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）
- 一般会計・特別会計については、7月上旬から8月上旬の間に実施する。
公営企業会計については、6月上旬に実施する。